

鈴鹿市上下水道局企業会計システム更新業務委託 プロポーザル方式適用に関する指針

1 目的

この指針は、鈴鹿市上下水道局（以下「本市」という。）がプロポーザル方式により「鈴鹿市上下水道局企業会計システム更新業務委託」の業務を発注しようとする場合に、当該方式適用の基本方針等を示し、円滑な事務の執行に資することを目的とする。

2 プロポーザル方式適用の基本方針

「鈴鹿市上下水道局企業会計システム更新業務委託」は、その業務の内容及び目的から、提案者の任意な発想、創造性及び専門的、または、高度な技術、知識が強く求められること、さらに、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の契約の性質または目的が競争入札に適さないことによりプロポーザル方式を適用する。

3 企画提案書等の提出

本市は、プロポーザル方式により業務を発注しようとする場合は、参加表明書とともに企画提案書等の提出を求めるものとする。

4 企画提案書等の選定

- (1) 選定委員会は、提出された企画提案書等について「鈴鹿市上下水道局企業会計システム更新業務委託 優先交渉権者選定評価基準（以下「評価基準」という。）」に基づき、当該業務について最適なものを選定するものとする。
- (2) 本市は、選定された企画提案書等の提出者に対して、企画提案書等を選定した旨の通知（別紙1）を行うものとする。

5 非選定結果の通知

本市は、企画提案書等を提出した者のうち、企画提案書等を選定しなかった者に対して、前項第2号の通知と同時に企画提案書等を選定しなかった旨の通知（別紙2または別紙3）を行うものとする。

6 選定委員会

- (1) 別に定める「鈴鹿市上下水道局企業会計システム更新業務委託 優先交渉権者選定に関する事務取扱要領」（非公開）のとおりに選定委員会を設けるものとする。
- (2) 選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができるものとする。
- (3) 本事業の優先交渉権者選定については、評価基準に基づき行うものとする。

7 実施上の留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (3) 提出された企画提案書等の内容は、原則として「鈴鹿市上下水道局企業会計システム更新業務委託」の仕様書に含むものとする。ただし、本市が不要と判断したものについては含まないこととする。
- (4) 提出された企画提案書等は、提出者に無断で使用しないものとする。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等を行うことができるものとする。

附 則

この指針は、令和 8 年 8 月 1 3 日から施行する。

(別紙1) 指針4項2号関係

鈴水経第 号
令和8年 月 日

様

鈴鹿市上下水道事業管理者 渥美 良雄

「鈴鹿市上下水道局企業会計システム更新業務委託」に係る
企画提案の審査結果について（優先交渉権者決定通知）

このことについて、厳正な審査の結果、貴社の提出した企画提案が選定
されましたので、通知します。

(別紙2) 指針5 項関係

鈴水経第 号
令和8年 月 日

様

鈴鹿市上下水道事業管理者 渥美 良雄

「鈴鹿市上下水道局企業会計システム更新業務委託」に係る
企画提案の審査結果について（非選定通知）

このことについて、厳正な審査の結果、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が
優先交渉権者として選定されましたので、通知します。

なお、貴社は次点交渉権者として決定されましたので、今後、優先交渉権
者との契約が成立しなかった場合には、貴社と協議させていただくことにな
ります。

この度は「鈴鹿市上下水道局企業会計システム更新業務委託」の事業者選
定にあたり、熱心に企画提案にお取り組みいただきましたこと心より感謝申
し上げます。

(別紙3) 指針5 項関係

鈴水経第 号
令和8年 月 日

様

鈴鹿市上下水道事業管理者 渥美 良雄

「鈴鹿市上下水道局企業会計システム更新業務委託」に係る
企画提案の審査結果について（非選定通知）

このことについて、厳正な審査の結果、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が
優先交渉権者として選定されましたので、通知します。

この度は「鈴鹿市上下水道局企業会計システム更新業務委託」の事業者選
定にあたり、熱心に企画提案にお取り組みいただきましたこと心より感謝申
し上げます。